

令和5年4月7日  
連雀学園三鷹市立第四小学校

## 児童の携行品に係る確認事項

このことにつきましては、授業で使用する教科書やその他の教材の大型化などにより学習用具が過重になっていることや、学習用タブレット端末の携行が始まったことによつて、児童の身体の健やかな発達への影響に対する懸念が寄せられています。

つきましては、児童の通学上の負担や身体の健やかな発達のため、令和5年度の携行品について下記のとおりといたします。すでに、学校だより・各学年だより等でお知らせしておりますが、改めて学校ホームページにも掲載いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

1 基本的な考え方として「家庭学習で使用する予定のない教材等については、学校に置いて帰る」ことを認めます。

#### 【毎日持ち帰るもの】

- ・国語と算数の教科書・ノート・ドリル類
- ・学習用タブレット端末

2 学校と家庭で連続して学習道具を使用するときなど、必要に応じて、1以外の持ち物を持ち帰ることがあります。その場合は、学年の教員から連絡させていただきます。